

書評『南シナ海領土紛争と日本』矢吹晋著、花伝社、2016年6月刊

1. 『オルタ』第151号(2016.7.20)【書評】 評者：岡田充(共同通信客員論説委員) 南シナ海問題で仲裁裁判所は7月12日、中国が歴史的経緯から大半の管轄権を主張してきた「九段線」には、法的根拠がないとの裁定を下した。中国の法的敗北と外交上の痛手は明らかだ。裁定は同時に、南沙諸島に「島」は存在しないと断じた。中国だけでなく台湾、フィリピン、ベトナムなどが実効支配する「岩礁」は、200カイリの排他的経済水域(EEZ)を主張できないとしたのだ。メディアは「中国大敗」を大絶賛したが、「島」と「岩礁」について下した裁定は、日本の「沖ノ鳥島」のEEZの主張にそのまま跳ね返る。なぜなら「島」の要件として「満潮時においても水面上にある」こと(海洋法条約121条第1項)と「人間の居住または独自の経済生活が維持でき」ること(同第3項)を挙げたからだ。本書は判決前の出版だが、南シナ海問題が沖ノ鳥島問題に波及するとみて「沖ノ鳥島基点のEEZ主張が危うい」と、警鐘を鳴らしている。現代中国を専門とする筆者は、「尖閣問題の核心」(2013年 花伝社)をはじめ、計4冊の尖閣本を上梓し今回は5冊目。興味深いのは、日本政府による尖閣国有化は、中国に「二つの決断を下す契機を与えた」とし①東シナ海の大陸棚延伸を申請②沖ノ鳥島の教訓を模倣して南沙での埋め立てを強行—を挙げた点である。ナショナリズムにとりつかれると、「あちら」の非ばかりに目を奪われ、「こちら」の行為には無自覚になる。沖ノ鳥島についても、多くの人は政府の説明を鵜呑みにしてはいないか。では沖ノ鳥島に関する日本政府の主張に果たして正当性があるのだろうか。綿密な調査に基づく分析は説得力に満ち、読み応えがある。これを読むと、日本政府の主張が詭弁に近いことが分かる。主題の南シナ海についても、戦前は「新南群島」の名称で日本軍が支配していた事実を知る人は少ない。その意味で、われわれの盲点を自覚させるタイムリーな啓蒙書である。南シナ海紛争について筆者は「帝国主義による領土分割競争の戦後処理という要因が紛争の原点」であり「人類が経験した最も複雑な領有権紛争」と位置付ける。だが各国の主張のいずれかを支持する立場には立っていない。「親中派の代表」とみなされがちな筆者だが、「九段線」については「終始曖昧な説明」と中国側主張に懐疑的だ。一方、筆者は国際政治の文脈から「中国脅威論を煽る材料としてしばしば利用され、ついに安倍内閣の安保法制成立への援軍として悪用された」と論じ、「国際法下の秩序」という「キレイゴトを前面に押し出す米国」が、いまま海洋法条約を批准しない矛盾を厳しく突いている。21世紀初頭に東アジアで噴出した領土、領海紛争は、大国間の勢力移動が背景にあり、仲裁裁判所の裁定もそれを色濃く反映している。裁定を絶対視せず、領土・領海ナショナリズムから脱却して、人類共通の財産である海の平和的な利用の道を探らねばならない。紛争の出口について筆者が「資源保護を優先させ、領有権争いを凍結した知恵」の重要性を説き、地域住民だけが利用できる共有材としての「ローカル・コモンズ」はなく、主権国家の管轄を超える「グローバル・コモンズ」の必要を訴えているのは傾聴に値する。全体を貫く基調は、日本外務省の姿勢とそれを無批判に伝えるマスメディアへの批判である。特に「日本のマスメディアは真実を報道しない」という絶望的ともいえる不信を、メディア側はどう受け止めるべきだろう。

2. 『Kyodo Weekly』(2016.8.8) 米中間の確執の焦点になっている南シナ海が戦前「新南群島」の名で日本が軍事支配していたことや、紛争の歴史的経緯についてはほとんど知られていない。「類書が見あたらない」と著者が書くように、国際政治と国際法、歴史的な文脈から総合的に理解するための必読書だろう。折から、中国が主張してきた「九段線」に法的根拠はないとの最低が下った。日本政府は「中国完敗」と欣喜雀躍するが、裁定は同時に「島」と「岩礁」についても初判断を出した。それは、日本が主張する「沖ノ鳥島」基点の200カイリ排他的経済水域(EEZ)が正当性を失うことを意味する。裁定前の出版だが、沖ノ鳥島をめぐる日本政府の大陸棚延伸申請が国連委員会によって否定されたことを論考した第2、3章は読み応えがある。著者は南沙紛争の原点を「帝国主義による領土分割競争の戦後処理という要因」と位置づける。領海ナショナリズムという「妖怪」を鎮めるため、主権国家を超えた「グローバル・コモンズ」を強調している。「激辛批評」で知られる著者の筆鋒は、安倍政権の「中国封じ込め外交」にも向き、同時に「日本のマスメディアは真

実を報道しない」と指弾する。絶望的ともいえるメディア不信に真摯に応えねばならない。(充)

**3.『週刊東洋経済』(2016.8.27)** 本書は、今の南沙諸島、かつての日本領「新南群島」の戦後処理とその後の南シナ海における関係国のせめぎ合いを解明しつつ、中国悪者論は単純にすぎるとする。島嶼で滑走路や港湾をいち早く整備したベトナム、フィリピン、台湾に対し、後れてやってきた中国には岩礁しか残されず、日本の手法に学び埋め立てる。日本は国際機関から「島」として認定されず大陸棚確保も絶望的な沖ノ鳥島の岩礁に巨額を投じ、護岸工事を進めているのではないかと。日本の政官やメディアでは日中中間線がしごく当然とされているが、中国、韓国が大陸棚延伸により沖縄トラフまで迫ろうとしている現実も詳細に論じられる。「妖怪」領海ナショナリズムの虜となることなく、南極条約に学びグローバル・コモンズの視点に立ち南シナ海の非当事国として中国との巧みな付き合いを追求すべし、との問題提起は貴重である。尖閣棚上げの主張も説得力に富む。

(純)

**4.『メディア展望』(2016.9.1)【書評】 評者：高井潔司(桜美林大学教授)** 本書は、南シナ海の領有権をめぐる中国と周辺国の紛争について、仲裁裁判所が判決を下す直前に出版された。極めてタイミングのよい出版といえるが、その基調は、判決を受けて中国に対する批判、圧力一辺倒の日本のマスコミとは全く異なるトーンとなっている。判決は、南シナ海をほぼ囲い込む境界線「九段線」を主張する中国の主張に対し、「歴史的な権利を主張する法的根拠はない」などとする判断を示した。本書も、中国の主張が通らないことを前提に議論を展開している。しかし、本書は中国がこの無理難題の主張を展開している背景や歴史的な経緯について、詳細な検討を行っている。その多くが日本のマスコミでは報じられていない事実や見解である。従って、南沙問題の対立の構図は、われわれが日本のマスコミを通して知るものと全く異なって見えてくるし、対立解消の道筋や展望もおのずと違ってくる。本書は、南沙問題だけでなく、尖閣問題や沖ノ鳥島問題など一連の紛争、対立を「領海ナショナリズム」の連鎖と位置付けており、その起点を1952年の日華平和条約の締結にまでさかのぼって検討する。同条約は当時の中華民国(現台湾)との間で結ばれたが、第2条で日本は「台湾及び澎湖諸島並びに新南群島及び西沙諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」とある。この新南群島こそ紛争の対象となっているスプラトリー諸島であり、放棄宣言の後、ベトナム、フィリピン等の沿岸国がそれぞれの実効支配を進めてきた。95年までに「日本政府が列挙した13の島嶼のうち台湾が最大の大平島を実効支配し、残りの12島をフィリピンとベトナムがそれぞれ6島ずつ等しく分け合った」という。中国は「当時の弱い海軍力のもとで、なすすべがなかった」。(西沙諸島は別として)「遅れて『実効支配競争』に乗り出した中国には、海洋法121条『島の定義』に合致するものは一つとしてのこされておらず、そこから中国流の『岩礁の人工島化』作戦がスタートした」と本書は指摘する。従って、著者は「日本の敗戦から数十年に及ぶ沿岸諸国の実効支配競争と滑走路建設は不問に付して、遅れてこの競争に参加した中国のみを非難し、攻撃するのは明らかにフェアな態度ではない」と主張する。しかもこの作戦は、日本の沖ノ鳥島の人工島化や尖閣の国有化とは無縁ではない。それに刺激された領海ナショナリズムなのだ。さらに著者は、国連の大陸棚限界委員会が、沖ノ鳥島を中心に200カイリの排他的経済水域設定を求めた申請について「先送り」した経緯を詳細に取り上げ、「中国や韓国が異議を唱え続ける限り、日本の申請が認められる可能性はほとんどない」と指摘する。「岩礁は島ではない」とした仲裁裁判所の判決を見ても当然だろう。どうひいき目に見てもお互いさまである。だが、互いに相手の非は見えても己の非は見えない。判決直後の東南アジア諸国連合(ASEAN)外相会議に向けて日本政府は「法令の順守」を旗印に中国へ判決受け入れを迫り、マスコミもこぞって追随した。だが、会議後の共同声明には日本の主張は盛り込まれなかった。これは日本の外交の失敗を意味する。外交は結果だ。正義ではない。だが、マスコミには「失敗」という指摘がまるでなかった。民主主義国なら一つぐらいあってもよさそうだが、恐ろしいほどに一つの声しかない。本書執筆の動機は、このマスコミの現状に対する批判にもある。とはいえ、本書の狙いはケンカ両成敗にあるわけではない。最大のポイントは、外交的な解決のアプローチの提唱にある。著者は欧州ロココール島をめぐる紛

争解決に向けた関係国の知恵を紹介し、グローバル・コモンズの考えを強調する。だが、「価値観外交」「地球儀を俯瞰する外交」など耳に心地よいキャッチフレーズで、実は「中国封じ込め」を図る安倍外交には、その知恵どころか、「領海ナショナリズム」をあおる姿勢しか見えないと著者は批判を高める。著者と安倍外交に追随するマスコミ論調とのギャップも広がるばかりだ。本書に対する異論も多いと予想される。だが異なる見方にも耳を傾けることが大切だろう。一つの声で固まるナショナリズムほど恐ろしいものはない。

**5. Record China (2016.9.10)、評者：八牧浩行 (レコード・チャイナ主筆)** 南シナ海の領有権を巡る中国とフィリピンの紛争について、仲裁裁判所が「九段線」など中国の主張を退けた判決を下したが、著者によるとこの問題は歴史と複雑に絡みっている。戦前日本軍が支配していた南シナ海の戦後処理と大きくかかわっていることを、国際法、国際政治の手法を駆使して明示。東シナ海の尖閣諸島や沖ノ鳥島埋め立て問題などの紛争や対立も含め、「妖怪・領海ナショナリズム」の連鎖と断じている。著者は、今日に至る混乱は、戦時中の日本軍の南シナ海全域占領と1952年の「日華平和条約」に起因すると指摘。この条約は当時の中華民国(台湾・中国)との間で締結されたが、第2条で、日本は「台湾及び澎湖諸島並びに新南諸島及び西沙諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と定められた。新南諸島は紛争の焦点となっているスプラトリー(南沙)諸島のことだが、この放棄宣言のあと、ベトナム、フィリピンなどの沿岸国が実効支配を進め、条約当事国の台湾・中国は出遅れた。「日本政府が列挙した13の島嶼のうち台湾が太平島を実効支配したほかは、残りの12島をフィリピンとベトナムが各6島ずつ等しく分け合った」という。その上で、著者は「当時の弱い海軍力のもとでなすすべもなく、遅れて実効支配競争に乗り出した中国には、海洋法上の『島の定義』に合致するものは1つとして残されておらず、そこから中国流の岩礁の人工島化作戦がスタートした」と指摘。「日本の敗戦から数十年に及ぶ沿岸諸国の実効支配競争と滑走路建設は不問に付して、遅れてこの競争に参加した中国のみを非難し、攻撃するのは明らかにフェアな態度ではない」と疑問を投げかける。仲裁裁判所の裁定は、200カイリの排他的経済水域(EEZ)及び350カイリまでの大陸棚延伸の権利を持つ「島」の条件を厳密に規定し、この条件を欠くものは「岩」と認定した。著者は領海ナショナリズムを抑制するため、外交的な解決のアプローチを提唱、これは判例として今後も踏襲されることになる。沖ノ鳥島で日本政府が800億円以上もかけて護岸工事を進め、大陸棚延伸の権利を要求しているが、この判決が沖ノ鳥島を直接拘束することになり、無駄となるとの指摘も鋭い。北大西洋のロココール島を巡る紛争を解決に導き、南極条約でも中核理念となった「グローバル・コモンズ(国家の管轄外にある公共財)」の考えが、南シナ海の領土・領海紛争にとっても外交的な解決手段となると提言する。著者は、安倍政権の「中国封じ込め外交」は領海ナショナリズムを煽ることになると批判、南シナ海の非当事国として中国との巧みなつきあい方を追求すべきだと訴えている。また「領土問題での日本のメディアは一方的で、真実を報じていない」とのメディア批判も随所で展開されており、注目に値する。

**6. 『国際貿易』(2016.9.20)、【書評】 評者：岡崎雄兒 (前中京学院大学教授)** 中国の南シナ海の岩礁埋め立てや人工島の造成、更にそれに対する国際仲裁裁判所の裁定を強く拒否する姿勢は、中国への深刻な不信感となって日本国民の間に広がっている。だがこの南シナ海が、戦前は「新南群島」の名で日本により軍事支配されていたことや紛争が始まった歴史的経緯についてはほとんど知られていない。著者は紛争の原点を「帝国主義による領土分割競争の戦後処理という要因」と位置づけ、具体的には、日華平和条約やサンフランシスコ講和条約で、これら島嶼の帰属先の明示をしなかったことがその源と指摘。歴史的経緯から国際政治上の意味まで綿密な調査に基づいて分析し解説している。今回の裁定について、日本の主要メディアは「中国完敗」と書き立てた。だが「島」と「岩礁」についての初判断は、日本が主張する「沖ノ鳥島」基点の200カイリ排他的経済水域(EEZ)が正当性を失うことを意味する。しかし主要メディアはこれを掘り下げない。本書の刊行は裁定直前だが、この沖ノ鳥島をめぐる日本政府の大陸棚延伸申請が国連委員会によって否定されたことを詳しく論考している。そして日本の尖閣国有化が中国に、①東シナ海の大陸棚延伸申請、②日本によ

る沖ノ鳥島埋め立ての「教訓」を模倣した南シナ海での埋め立て強行というこつこの重大な決断を下す契機を与えたとしている。著者は南シナ海の紛争について「人類が経験した最も複雑な領有権紛争」だとして、各国の主張のいずれかを支持する立場には立っていない。いわゆる「九段線」に関する中国の主張についても、かなり腰味な説明だと厳しい見解を示している。結論として領海ナショナリズムという「妖怪」を鎮めるため、主権国家を超えた「グローバル・コモンズ」(国際公共財)の知恵が必要だと結んでいる。